

様式第3号（第4条関係）

神崎市生環第10号
平成29年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1
氏 名 有限会社 佐賀資源開発
代表取締役 山 口 政 治 様

神崎市長 松 本 茂 幸



神崎市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、
次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処理業の区分	収集運搬業（積替え及び保管行為を除く。）
処理業の区域	神崎市全域
許可期限	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1. 事業系一般廃棄物に限る。2. 裏面の登録車両以外を収集運搬に使用しないこと。3. 毎月実績報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。4. 許可事項に変更が生じた場合は、10日以内に届け出ること。5. 受託事業所において、ごみの分別を徹底するように指導依頼すること。6. 関係法令を遵守すること。